

規制緩和につながるアイデアを大募集！



千葉県をフィールドに 新たなチャレンジ！

国家戦略特区制度のご案内

「国家戦略特区」とは

- ◆世界で一番ビジネスをしやすい環境をつくることを目的に、**地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和**を行う制度です。
- ◆**全国で16区域のみ指定**されており、**千葉県は、令和7年7月に全県域が国家戦略特区に指定**されました。
(東京圏国家戦略特区の一部)



「国家戦略特区」でできること

規制緩和の 特例をつくる

新たなビジネスを実現するうえで、障壁となっているルールがある場合、**新たな特例を提案**できます。特例措置が実現すれば、**特区のエリア内で活用可能**となります。

規制緩和の 特例をつかう

自治体や事業者が、**利用したいメニューを選んで活用**できます。現在、都市再生や創業、外国人材や医療など**60以上のメニュー**があります。

税制支援/金融 支援を受ける

設備投資や所得控除、エンジェル税制などの税制支援（特例措置を活用している事業者：分野等の制限あり）や、特区に資する民間事業への利子補給制度（金融支援）もあります。

詳細は裏面をご覧ください。

規制緩和・国家戦略特区に関するワンストップ窓口

◆千葉県 総合企画部 政策企画課 国家戦略特区推進室

☎ 043-223-2216 ✉ tokku-onestop@mz.pref.chiba.lg.jp



規制緩和の特例をつくる

◆自治体や事業者が新たな特例を提案できます。特例措置が実現すれば、特区のエリア内で活用可能となります。主なプロセスは以下のとおりです。



規制緩和の特例をつかう

◆特区区域のみが実施できる「都市再生」「創業」「外国人材」「医療」など、幅広い分野の規制改革メニューが用意されています。
(令和7年10月時点)



都市再生 ・都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し等 ・民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化 ・建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用の特例 ・中心市街地活性化基本計画の認定の特例 ・万博に関する仮設工作物の設置に係る特例 ・万博に関する仮設建築物の建築に係る特例	外国人材 ・外国人家事支援人材の活用 ・クルーパシ外国人材の受入れ促進 ・外国人を雇用しようとする事業主への援助（相談センターの設置） ・外国人美容師の育成 ・海外大学卒業留学生の就職活動の促進 ・外国人インフラの就労促進 ・航空物流外国人材の活用	創業 ・外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置 ・官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化 ・一般社団法人等への信用保証制度の適用 ・多様な働き方推進のためのテレワーク推進センターの設置 ・工場新增設促進のための関連法令の規制緩和 ・銀行によるGX関連事業に対する出資規制の緩和 ・ベンチャーファンドへの出資に係る規制の緩和 ・会社設立に係る行政手続の英語対応
観光 ・滞在施設の旅館業法の適用除外 ・旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化 ・過疎地等での自家用自動車の活用拡大 ・民間と連携した出入国手続き等の迅速化	医療 ・国際医療拠点での二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 ・外国医師診療所 ・病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 ・医学部の新設 ・医療法人の理事長要件の見直し ・特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化 ・可搬型PET装置のMRI室での使用 ・薬局における調剤業務の一部委託 ・臨床試験専用病床の施設基準の緩和	保育 ・小規模認可保育所における対象年齢拡大 ・地方裁量型認可移行施設の設置 ・外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例
雇用 ・雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置	教育 ・公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置） ・獣医学部の新設 ・研究開発推進のための施設整備に関する国立大学法人法の特例	近未来技術・サンドボックス ・自動車の自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置 ・地域限定型規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機（ドローン）等の迅速・円滑な実証実験 ・道路占用許可の対象物件としてのパブリックモビリティの位置付けの明確化
補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続 ・補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続	農林水産業 ・農業委員会と市町村の事務分担 ・国有林野の貸付面積の拡大 ・国有林野の貸付等に関する対象者の拡大 ・単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和	

税制支援の特例を受ける

◆特区内で設備投資を行う、特例措置を活用する企業への税制支援（特別償却又は税額控除）の他、創業向け支援（所得控除、エンジェル税制等）もあります。
◆分野等条件がありますので、詳細は内閣府HPをご確認ください。

